

「知的財産推進計画2014骨子」

(抜粋)

3. 営業秘密保護の総合的な強化

今後取り組むべき施策

(営業秘密保護法制の見直し)

- 我が国における流出の実態と課題に照らし、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済(損害賠償・差止)を実現できる民事規定の整備を実現するため、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えつつ、優先すべき事項から法制度の見直しを進めていく。例えば、刑事規定については非親告罪化や罰金の上限の引上げなど、民事規定については立証負担の軽減など、その他については水際措置の導入など、知財関連法制の範囲で検討できる事項については、早急に産業界のニーズや実態を踏まえ、次期通常国会への法案の提出も視野に、スピーディーに検討を進めていく。(短期・中期) (経済産業省、財務省、法務省)

(営業秘密管理指針の改訂)

- 一部の裁判例等において秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることも視野に入れつつ、営業秘密管理指針において、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとってより分かりやすい記載とするよう改める。
- 近年、漏えいの手口が多様化・巧妙化していることを踏まえ、企業の管理レベルのアップを促進するため、営業秘密管理指針の記述において、最新の手口や海外事例、ベストプラクティス等を反映するなど、内容の一層の充実化を図る。
- 漏えい後における迅速な検知、訴訟対応を見据えた証拠確保、捜査機関との迅速な連携等についての記載や、中小企業等が直ちにアクションをとることができるよう、指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとする。
- 以上のような方針に基づき、営業秘密管理指針の2014年中の改訂を目指し、早急に検討に着手する。(短期) (経済産業省)

(営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備)

- 企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人財を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。(短期・中期) (経済産業省)

(官民の情報共有)

- 産業界全体の実態把握と課題の抽出・情報共有や企業経営者に向けた啓発等を進めていくため、情報提供した企業が不利益を被らないような情報の匿名化・一般化が必要であることに留意するとともに、上記のワンストップ支援体制も活用しつつ、内外の漏えい事例やベストプラクティスなどの対策事例の情報の共有を可能とするための官民連携を進める。他方、政府においても、諸外国の漏えい実態や官民の対応策等についての情報等の企業との積極的な共有に努める。(短期) (経済産業省)

(捜査当局との連携)

- 刑事罰による抑止力を高めるため、企業が全面的に捜査当局に協力した取締りが促進されるよう、諸外国の事例も参考にしつつ、我が国における企業と捜査当局との連携の在り方について早急に検討し、取組を進める。(短期) (経済産業省、警察庁)

(産業界の営業秘密保護の取組レベル向上)

- 政府は、制度の見直しは企業の取組レベル向上なくしては実効性向上につながらないとの認識の下、上述の、営業秘密管理指針の改訂とその普及啓発、ワンストップでの相談・広報事業等を通じて、企業の取組レベル向上に向けた支援に努める。(短期) (経済産業省)